

○犯罪被害者等の公営住宅への優先入居等支援制度への対応について

〔平成18年3月14日〕
通達（務被対）第119号

第1 本支援制度の概要

国土交通省においては、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為（以下「犯罪等」という。）により害を被った者やその家族・遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の居住の安定を図り、その自立を支援するため、警察庁、法務省及び厚生労働省と協議の上、公営住宅の供給を行う事業主体の判断により、犯罪被害者等に対して公営住宅への優先入居及び目的外使用の措置（以下「本支援制度」という。）が講じられることとなった。また、犯罪被害者等のうち配偶者からの暴力事案の被害者（以下「DV被害者」という。）についても、公営住宅への単身入居が可能となるとともに、優先入居及び目的外使用に係る取扱いが改められた。

第2 用語の意義

1 事業主体

県営住宅にあつては県住宅供給公社を、市町村営住宅にあつては市町村をいう。

2 公営住宅

地方公共団体が、建設、買取り又は借上げを行い、住宅に困窮する低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、公営住宅法の規定による国の補助に係るものをいう。

3 公営住宅への優先入居

公営住宅入居のための要件（同居親族要件、収入要件及び住宅困窮要件）を満たす犯罪被害者等について、入居者の選考に際し、事業主体の判断により、次に掲げる優先的な取扱いをすることをいう。

ア 募集戸数の中に優先入居の取扱いを行う世帯の戸数枠を設けること。

イ 戸数枠を設けずに抽選による当選率を一般の入居希望者より有利に取り扱うこと。

4 公営住宅の目的外使用

次に掲げる犯罪被害者等について、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、国土交通大臣の承認を得て入居させることをいう。

ア 公営住宅入居のための要件のうち、単身者等同居親族要件を満たさない者又は収入要件を満たさない者で住宅に困窮する者

イ 公営住宅入居のための要件を満たす者で緊急的に公営住宅を使用することが必要な者

5 DV被害者に係る単身入居

DV被害者であって次のいずれかに該当する者が、同居親族要件を満たさなくとも、収入要件及び住宅困窮要件を満たせば入居させることをいう。

ア 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「DV法」という。）第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

イ DV法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者

第3 支援対象者への本支援制度の情報提供

1 本支援制度の対象となるのは、犯罪被害者等のうち、「犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな者」で、次のいずれかに該当することが客観的に証明される者であることから、これら犯罪被害者等を認知したときには、当該犯罪被害者等に対して案内書の交付等により情報提供を行うこと。

ア 犯罪により収入が減少し生計維持が困難となった者

イ 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった者

2 本支援制度とは別制度の公営住宅の単身入居の対象となり得るDV被害者についても、同様に情報提供を行うこと。

第4 事業主体からの犯罪被害内容の照会に対する措置

1 事業主体は、犯罪被害者等から犯罪被害を原因として優先入居の申込みがあった場合において必要と認めるときは、入居申込者が申告した犯罪被害内容について警務部警務課長に対して、照会依頼を電話により行う。その際、入居申込者が事業主体に提出した照会同意書をファクシミリにより送付させること。

2 警務部警務課長は、正規の事業主体の問い合わせであるかを確認し、当該事件・事故を取り扱った交通部高速道路交通警察隊(以下「高速隊」という。)又は警察署の担当課(係)を調査の上、当該高速隊の隊長補佐又は警察署の担当課長(以下「担当課長等」という。)に対し、事業主体から犯罪被害内容に関する事実確認の照会がなされる旨を連絡すること。

3 警務部警務課長は、担当課長に連絡後、事業主体に対し、担当課長等及び連絡先を連絡すること。

4 担当課長等は、事業主体からの電話による照会に対し、被害届等関係記録を調査し、入居申込

者が事業主体に申告した内容が一致するか否かについて回答し、その状況を犯罪被害者等の公営住宅への入居に係る照会・回答結果報告書(別記様式～略)により所属長に報告すること。

- 5 交通事故の犯罪被害者等については、被害内容の申告に当たり交通事故証明書又はその写しの添付が義務付けられていることから、事業主体からの照会については、交通事故証明書又はその写しの添付の有無を確認の上、不足する事項につき、交通事故捜査に支障のない範囲で回答すること。
- 6 警察が保有する被害届等の内容は、山梨県個人情報保護条例(平成17年山梨県条例第15号。以下「条例」という。)に規定する「個人情報」に当たり、事業主体に回答することは、条例第10条により利用及び制限を受けることから、回答に当たっては、個人情報の趣旨を踏まえ、必要最小限の回答に止めること。
- 7 DV被害者については、入居者資格を有するかの認定に当たっては、女性相談所長の証明又は裁判所の保護命令決定書の写しによることとしており、警察への照会は不要であることから、警察に照会があった場合は、その旨教示すること。